

## 令和元年上尾市教育委員会 8月定例会 会議録

- 1 日 時 令和元年8月22日(木曜日)  
開会 午前9時30分  
閉会 午前10時59分
- 2 場 所 上尾市役所 教育委員室
- 3 出席委員 教育長 池野和己  
教育長職務代理者 細野宏道  
委員 中野住衣  
委員 大塚崇行  
委員 内田みどり  
委員 小池智司
- 4 出席職員 教育総務部長 小林克哉  
学校教育部長 伊藤潔  
学校教育部参事 兼 学校教育部次長 関孝夫  
教育総務部次長 西嶋秋人  
学校教育部副参事 兼 学務課長 瀧沢葉子  
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 太田光登  
教育総務部 教育総務課長 森泉洋二  
教育総務部 生涯学習課長 小宮山克巳  
教育総務部 図書館長 島田栄一  
教育総務部 スポーツ振興課長 柳川忠明  
学校教育部 学校保健課長 荒井正美  
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 戸國健一  
書記 教育総務課主幹 山内和徳  
教育総務課副主幹 上山英樹  
教育総務課主査 鳥丸美鈴  
教育総務課主任 井上建一
- 5 傍聴人 2人

## 6 日程及び審議結果

### 日程第1 開会の宣告

### 日程第2 7月定例会会議録の承認

### 日程第3 会議録署名委員の指名

### 日程第4 議案の審議

議案第39号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第40号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第41号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第42号 上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第43号 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例の制定に係る意見の申出について

### 日程第5 協議

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（平成30年度事業対象）

### 日程第6 報告事項

報告事項1 教育委員会事務局職員の退職について

報告事項2 平成31年度上尾市立公民館年間事業計画及び平成30年度上尾市立公民館事業の状況及び事業評価について

報告事項3 平成31年度後期の文化芸術関係催事予定について

報告事項4 第61回上尾市民体育祭について

報告事項5 令和元年度上尾市中学校全国・関東大会の出場者について

報告事項6 令和元年7月 いじめに関する状況について

### 日程第7 今後の日程報告

### 日程第8 議案の審議

議案第44号 平成30年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定に係る意見の申出について

議案第45号 平成31年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

議案第46号 工事請負契約の締結に係る意見の申出について

議案第47号 損害賠償の額を定め、和解することに係る意見の申出について

### 日程第9 閉会の宣告

## 7 会議録

### 日程第1 開会の宣告

(池野和己 教育長) ただ今から、令和元年上尾市教育委員会8月定例会を開会いたします。本日、傍聴の申出はございますか。

(森泉洋二 教育総務課長) 2名の方から傍聴の申出がございます。教育長の許可をお願いします。

(池野和己 教育長) 傍聴を許可します。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(池野和己 教育長) それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

### 日程第2 7月定例会会議録の承認

(池野和己 教育長) 「日程第2 7月定例会会議録の承認」についてでございます。7月定例会の会議録につきましては、すでにお配りをし、確認していただいておりますが、修正等がございましたら、ここでお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、7月定例会については大塚委員にご署名をいただき、会議録といたします。

### 日程第3 会議録署名委員の指名

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、小池委員にお願いいたします。

(小池智司 委員) はい。

### 日程第4 議案の審議

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」でございますが、審議の前にお諮りいたします。本日、追加議案が1件ございます。「議案第47号 損害賠償の額を定め、和解することに係る意見の申出について」でございますが、追加することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 意義ないものと認め、議案第47号を本日の審議に追加いたします。また、本日提出されております議案第39号、43号から46号、及びただ今追加議案となりました47号の合計6議案につきましては、市議会へ提出することとなる案件でありますので、非公開として取り扱いたいと存じます。但し、そのうち議案第39号につきましては、すでに公布され、公表された政令改正と同様の改正を行うものであり、市民に不正確な理解や誤解を与えるといった恐れがないことから、また、議案第43号につきましては、議案第42号の審議結果に関連することから、議案42号と一括して審議することが妥当であるため、会議を公開することとしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、ご異議ないものと認め、議案第44号、45号、46号、47号につきましては、会議を公開しないものとして、決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されていた本日の日程を変更いたします。まず、議案第39号から43号までの審議を行い、協議、報告事項、今後の日程報告を行います。その後、傍聴の方に退室いただきまして、非公開の会議として、議案第44号から47号までの審議を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。それでは、「議案第39号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第39号につきましては、森泉教育総務課長が説明申し上げます。

#### ○議案第39号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

(森泉洋二 教育総務課長) それでは議案書1ページをお願いいたします。「議案第39号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」でございます。提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関連する条例の規定を整備したいので、この案を提出するものでございます。議案資料の1ページをお願いいたします。上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例に規定中の子ども・子育て支援法に規定する用語を引用している部分について、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による改正に合わせ、規定を整備するものでございます。具体的には、第3条第1項中「支給認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めます。施行期日は、令和元年10月1日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。ただ今議案第39号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、質疑、意見等がないようですので、これより採決いたします。「議案第39号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第40号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第40号につきましては、森泉教育総務課長が説明申し上げます。

#### ○議案第40号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(森泉洋二 教育総務課長) 議案書2ページをお願いいたします。議案第40号「上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。提案理由でございますが、本議案も議案第39号と同様に子ども・子育て支援法の一部改正に伴う規定の整備でございます。議案資料の2ページをお願いいたします。子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月1日から、幼児教育無償化が実施されます。平方幼稚園に関しましても、利用者負担額が「零」になることから、上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則掲載の第3条第1項中「別表に定める額」を「零」に改め、別表を削ります。また、第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めます。施行期日は、令和元年10月1日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(池野和己 教育長) 議案第40号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。それでは、質疑、意見等がないようですので、これより採決いたします。「議案第40号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第41号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第41号につきましては、小宮山生涯学習課長が説明申し上げます。

#### ○議案第41号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について

(小宮山克己 生涯学習課長) 「議案第41号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。上尾市立公民館の利用申請等の手続きについて、公民館の適正な運営に資するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものです。議案書の3から5ページ、議案資料の5ページをご覧ください。具体的な内容といたしましては、4点ございます。1点目といたしまして、公民館利用の抽選予約が2か月前の月初めから14日までで15日に抽選を行っております。

その結果、空きが生じている場合の予約を翌日の16日から行っております。公民館窓口での申請は、空きが生じている場合の予約に限っていることから、実態に合わせて16日に改めます。2点目、公民館利用の変更があった場合、「許可書兼領収書」を発行しておりますが、その都度、「許可書兼領収書」を発行しております。そのため、「許可書兼領収書」が複数枚発行される結果となり、混乱を招いているケースがあることから、今回新たに「利用変更許可書兼領収書」を作成し、発行するものです。3点目、公民館管理規則第4条第5項では、登録の有効期間を「通知書の交付を受けた日から2年間」と規定していることから、団体登録時に発行している決定通知書にある有効期間の「当該登録の日から2年間」を削除し、通知を受けた日と重複する「登録年月日」を削除します。最後の4点目、団体の廃止届について、申請者が代表者以外の場合には、今まで委任状を必要としておりましたが、他の申請と同様、団体の構成員が申請すれば足りることとして、利用者の利便性を図るものです。なお、本規則は令和元年11月1日からの施行とするものです。説明は以上です。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。議案第41号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、質疑、意見等がないようですので、これより採決いたします。「議案第41号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第42号 上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び「議案第43号 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例の制定に係る意見の申出について」は一括して審議するため、42号、43号と続けて説明をお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第42号及び議案第43号につきましては、柳川スポーツ振興課長が説明申し上げます。

**○議案第42号 上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について**

**○議案第43号 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例の制定に係る意見の申出について**

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 議案書の6ページから11ページをお願いします。「議案第42号 上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。提案理由ですが、上尾市立東小学校屋外運動場の夜間照明施設を廃止したいので、この案を提出するものです。内容につきましては、上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の老朽化により、10月末日をもって施設の利用を中止するものでございます。なお、議案資料の6ページから22ページにつきましては、夜間照明施設に係る部分を削る改正をしたものでございますので、ご参照ください。続きまして、議案書の12ページをお願いします。「議案第43号 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例の制定に係る意見の申出について」でございます。提案理由ですが、

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の廃止に伴い、当該施設の使用料に関する条例を廃止する条例を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に対して意見の申出をしたいので、この案を提出するものです。内容につきましては、先ほど説明いたしました議案第42号の上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の廃止をすることから、当該施設の使用料に関する上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止するものでございます。なお、議案資料の23ページにつきましては、廃止前の上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例でございますので、ご参照ください。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。ただ今、議案第42号及び43号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(大塚崇行 委員) 屋外照明ということで、これはやはり老朽化による撤去ということになるのでしょうか。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) はい。老朽化に伴いまして、投光器を撤去する予定でございます。

(大塚崇行 委員) それに対して、また新しく作って欲しいですかそういう声というのはあったのでしょうか。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 代替施設ということになりますけれども、現在平塚サッカー場を来年4月1日にオープン予定で、夜間照明施設を設置する予定でございます。

(大塚崇行 委員) はい。わかりました。

(池野和己 教育長) 他にございますか。

~委員全員から「なし」の声~

(池野和己 教育長) 無いようですので、これより採決いたします。最初に、「議案第42号 上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第43号 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。

## 日程第5 協議

(池野和己 教育長) それではこれより、変更日程のとおり「日程第5 協議」に入ります。本日は、協議事項として、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」が、提出されております。事務局より説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 協議事項につきましては、森泉教育総務課長が説明申し上げます。

(森泉洋二 教育総務課長) それでは、お手元の協議資料をご覧ください。こちらにつきましては、5月の教育委員会定例会で点検・評価制度の基本方針をお示したところでございます。制度の概要としましては、教育委員会所管の事務の管理及び執行の状況について、評価作業を行い、評価結果につきましては、議会へ報告するとともにホームページや情報公開コーナー等を通じて、市民に広く説明していくというものでございます。お手元の評価結果の資料につきましては、これまで、事務局各課において実施してきたものの報告書案でございます。まず、評価内容でございますが、第2期上尾市教育振興基本計画の基本理念であります「夢・感動教育 あげお」の実現に向け、七つの基本目標を達成するための、それぞれ31の施策に対する評価を行っております。また、評価方法でございますが、施策評価ごとに主要事業の実施状況を点検し、自己評価を行い、「成果、課題、改善点、今後の方向性」などを明らかにしております。次に、点検評価報告書の策定スケジュールでございますが、まず、本日、教育委員の皆様にご意見等を賜りまして、修正を加えさせていただきます。また、本日のご審議以降におきましても、お気づきの点がございましたら8月30日の金曜日までに、ファクス、メールなどでご意見をいただき、併せて修正をしまいたいと思います。その後、9月に外部評価としまして、3名の学識経験者の方のご意見もいただき、報告書を取りまとめていきたいと考えております。3名の学識経験者の方でございますが、ただ今3名の方にアポイントを取りながら、お願いをしているところでございます。昨年同様、それぞれの分野に、特出した経験をお持ちの3名の方にお願いをする予定でございます。3名の学識経験者の方のチェック、意見の聴取をいただいた後、10月の教育委員会定例会に議案を提出させていただき、再度、委員の皆様にご審議いただいた上で、ご承認をいただきたいと思っております。その後、最終的には、「上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書」として、令和元年12月議会に、報告をさせていただく予定でございます。協議事項の説明は、以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。ただ今、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」説明いただきましたが、質疑、ご意見をいただきたいと存じます。

(細野宏道 教育長職務代理者) 1点の確認と1点の質問をさせていただきます。点検評価なのですが、平成29年の審議まではこの形式が違っていました。成果、課題、それから今課長が言われたような改善点、方向性という欄が記載をされていましたが、それを昨年から変更をしています。変更したことによって事業の評価、詳細というのはわかるようになったと思います。先程の成果、改善点、方向性がちょっと読みづらくなったのかと感じています。この点検評価というのは1ページに記載されるように市民への説明責任を目的にやるわけですよ。その推進状況をまとめたものということではっきりと明記をされています。そこで1点目の確認なのですが下の「4 点検評価報告書の構成」というものがあって、まず「主要事業の概要及び実施状況」を記載しますよということなのですが、まず概要ですがこの事業はこういうもので、実施状況というのはこういうものを実施しました、というふ



うになるのですが、そのような記載の理解でよろしいのか確認させてください。

**(森泉洋二 教育総務課長)** 今、細野委員さんから、ご質問頂いた事業の概要、事業の実施状況につきまして、平成29年度までは、表等を使った形式になっておりましたが、平成30年度から文書での説明としております。表記の仕方は変わりましたが、細野委員さんからお話がありましたように、どういうものをどういった形で実施したという内容の記載ということで考えております。

**(細野宏道 教育長職務代理者)**

はい、わかりました。それではもう1点、今度は質問です。この1ページ目の上の方の説明文章の1番最後の欄「評価した結果を今後の取組に反映し」、ここが一番重要になります。今後はどういうふうにするから現状はこういうことでやって、問題点がこうだからこう改善してこうしますよという、取組に反映するというのが一番大事だと思っていて、同じ質問を昨年もさせて頂いています。はっきりと今後の方向性を明確に記載しますよという答弁を実は頂いています。例えばあるページには今後の方向性を明確に記載をされているところが沢山見受けられるのですが、その施策、それが記載されているのは当然施策の評価いうところですが、今後の取り組みとかそういうものが全く記載されていないものがあるのです。そうすると点検評価を何のために評価をするのかなということも昨年と同じ質問をしたのですが、記載のルールというものはあるのでしょうか。それが質問です。

**(森泉洋二 教育総務課長)** 各課、担当毎に点検評価報告書の担当する部分を作成し、こちらの点検評価報告書の構成ということで、先程もお話のあった内容を書いてございますが、こちらに沿った形でそれぞれの評価について、それぞれの内容について記載、報告をしていくということで作成しております。ルールというか載せる内容としましては、構成に沿った形ということで考えておりますので、載せ方の考え方としては同一であります。事業の内容等を表す中で、例えば今後の取り組みの部分に弱いところがあったとのこと。こちらに対しまして先程細野委員さんからお話があったように今後どのような形で生かしていくか、どのような取り組みをしていくかということは大変大事な部分でありますので、その辺り、これからの構成のところでも内容の方を検討したいと思います。又、来年度以降も、報告書等を作成していくこととなりますので、その中では今年度以上にそういった部分を強くできるような形で考えていきたいと思っております。

**(細野宏道 教育長職務代理)** 是非ですね。どういう改善をしていくのか、改善をすればいいというものではないと思っておりますけれども、第2期上尾教育振興基本計画の第3期をつくるなど、いろいろなものもありますので、是非今後はどうしたいというものを、この教育委員会がリーダーシップをとって上尾の教育を前進させて頂きたいと思っておりますので宜しくお願いしたいと思います。以上です。

**(内田みどり 委員)** 質問をさせて頂きたいのですが、この評価について3人の有識者の方に意見と提言を頂くということなのですが、この文章を読んでだけの評価ということになるのでしょうか。

**(森泉洋二 教育総務課長)** 3人の学識経験者の方には教育委員さんと同様にこちらの報告書又、実績等に対しての資料をお渡しして評価頂くこととなります。

**(内田みどり 委員)** これ以外の資料はあるということですか。それはなくてこれのみでしょうか。

(森泉洋二 教育総務課長) はい こちらの資料のみになります。

(内田みどり 委員) そういった場合、私も全部内容を理解できなかったところがあるのですが、そういったところのやり取りみたいなものはございますか。

(森泉洋二 教育総務課長) こちらの学識経験者の方とはご連絡を取り合いながら評価をして頂くことになりますので、中で分からない部分や疑問点等ございましたらご連絡を頂いて、それに対するの回答をさせていただきます。

(中野住衣 委員) 今回この評価、協議の内容について読ませていただいて、それに併せまして、「施策評価参考資料」というのと、例えば公民館事業の場合には、細かい「事業評価表」を付けていただいて、自分なりにはつぶさに読ませていただいたと思っております。例えば、公民館事業の内容について、それぞれに各公民館の評価等がここに書いてありますが、課題について見た時に、昨年度とだいたい同じような内容になっているような気がします。全ての内容から各公民館が非常に特色を出して様々な事業を展開していることがわかり、これ以上、課題について解決する方策はあるのかなと思いました。十分に今の段階で公民館事業は工夫を尽くし、充実していると思うわけです。そうした時に、今後、公民館をどう考えるか、これからの地域コミュニティを作っていく時に公民館を中心にどんな地域を作っていくか、そういう大元のところを考えて、今後の方向性を出していかないとその先に進まないといくつかそんなふうに思ったところがありました。昨年度と同様の形式で出してくださっているのですが、その辺のスタンスというか、評価をするときに、今後の改善策をと併せ、方向性が出てくると、私達もそれについて考えることができると思ったのが実感です。以上です。

(森泉洋二 教育総務課長) 視点としまして各教育委員会事業もそれぞれ動いている部分もございますが、先程お話があったように、第2期教育振興基本計画にあわせて進めており、第3期が令和3年度から始まります。それに向けて教育委員会として精査等、又新しい部分に関しても考えていかなければいけない部分もございまして、先程の施策に関しましても、教育委員会として大きな視点から考えていかなければいけない部分もございまして、御意見参考にさせていただきますと思います。ありがとうございます。

(大塚崇行 委員) 公民館に関してのことなのですが、「平成30年度公民館事業状況及び上尾市公民館事業評価表」、そちらの「基本目標3 学びを支える ～学びたい！を後押しします～」の次のページになります。次のページの平方公民館のところで、「課題」として「施設の老朽化が進んでおり、突発的な事故や故障時には対応が難しい。」というふうに書いてあります。こちらどんな事故とか、そういったことを想定しているのかなと、文章としては「対応が難しい」と書かれていると、果たして使用していてどうなのかなと思ったところであります。

(小宮山克己 生涯学習課長) 公民館の各施設につきましては定期点検等を行って、より適切に、また安全にご利用いただけるようにしておりますが、例えば大雨ですとか、そういった時の急な雨漏りとかそういった場合が近年よくありますのでそういった緊急事態に対する対応、そういったものについてまとめている内容があります。

(大塚崇行 委員) 対応が難しいという表現が気になりますね。

(池野和己 教育長) 表現の仕方ですね。

(小宮山克己 生涯学習課長) 急な天候の変化とか、最近ゲリラ豪雨とかあります。そういった時に雨漏りしているとか突発的に起こる事例が結構多くなっています。それ以外につきましては施設全般につきましては、定期点検を随時行っています。以上です。

(小池智司 委員) 9ページの【教科用図書整備事業】のところで「平成30年度においては、小・中学校の体育科、保健体育科の準教科書、社会科・道徳の副読本の無償給与と市独自の「社会科副読本」の作成・配布を行いました。」と書いてあります。それを見ながら次の10ページにいくと下の方に「道徳においては、小学校は30年度から、中学校は31年度から教科用図書が発行されることから、教科用図書発行の年度からの配布は行いません。」と書いてあるのですが、そういうふうに書いてあったあと、30年度の小学校の道徳の副読本の無料配布を行いましたと表現されていると教科書を配布しないのに配布しましたと書いて表記が曖昧になってしまうのではないかと思います。どうでしょうか。

(太田光登 指導課長) ご指摘いただきまして有難うございます。9ページの「道徳の副読本の無償給与」は誤りですので削除させて頂きたいと思えます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。ご指摘していただいたところは訂正してさらに今後又検討させていただきたいと思えます。他にございますか。

(細野宏道 教育長職務代理者) 11ページになりますが、「施策2 生徒指導の充実」の中に不登校の記載がされています。中学校の不登校というのは、平成29年度は3%で、平成30年度は3.68%と、パーセンテージとしては増えているのですが、これが5月の定例会の時に、教育長の方でも答弁があったのですが、単に年度末の不登校の数を比較しても意味がないのだということで、新たに不登校が発生したことを追跡していくことを検討しますというお話があったのですが、その辺が政策の評価のところには全く何も記載されていないのです。不登校の数をどう捉えていくのか、そういうことこそ、この評価には入れるべきではないかと思えますので是非、検討していただければと思えます。

(池野和己 教育長) 検討させて頂きたいと思えます。

(中野住衣 委員) 質問ですがよろしいですか。8ページになります。ここに、「交流及び共同学習の拡大」というのが下から5行目のところにあります。この拡大というのは、現在どのような形で具体的に拡大をしているのか、わかれば教えていただきたいと思えます。

(太田光登 指導課長) 本市の方では特別支援学級の小学校における全校設置等を含めまして、これまで特別支援学級と通常学級の交流が出来ていなかったところも、交流をしてですね、それぞれの教科、その子に応じた教科等に限定されるところもあるのですが、そういったところで、これまでやっていなかったこともやっている、そういう形もありますし、これまで特別支援学級があった学校におきましては決まった技能教科等、例えば体育とか音楽だけではなく他の教科でもできるようなところでは

拡大していくということでございます。以上です。

(中野住衣 委員) そうしますと、「交流及び共同」なので「交流と共同学習」は違うのでしょうか、一人一人の個々の障害の実態に応じて、交流教育や共同学習を積極的に展開しているようになっているということでしょうか。

(太田光登 指導課長) はい。

(中野住衣 委員) わかりました。もう1点よろしいでしょうか。

(池野和己 教育長) 続けてお願いいたします。

(中野住衣 委員) さわやか相談室の運営事業について11ページにあるのですが、今年いただいたこの事業実績の方にもさわやか相談員の扱った相談の延べ回数が非常に増えています。ここにあるように第一段階として学校内のさわやか相談室で、学級復帰を果たすまで相談に行く場所であるのだと思うのですが、この回数が大変増えたというのは、現在中学校のさわやか相談員さんが中学校区の小学校に巡回相談に行っていますね。その相談件数があるので増えたと捉えてもよろしいですか。

(太田光登 指導課長) 両方があります。中学校におきましても相談室の周知が広がって、相談しやすい、人間関係がそれぞれできたということで相談しやすさから増えていることもありますし、また小学校におきましても直近の報告書によりましても、全校で1件以上必ず何かしらの児童又は教員からもその対応にあたったという報告を受けておりますので、小学校からの報告数も増加している要因だと思います。

(中野住衣 委員) わかりました。ありがとうございました。更に、今のことについて質問よろしいでしょうか。さわやか相談室が十分に機能していることがわかりましたが、11ページのところに「さわやか相談室相談員と教育センターとの連携」とありますが、具体的に中学校の相談員さんと教育センターがどのように連絡を取り合って連携しているのかみえないので、もしわかりましたら教えていただきたいのですが。

(太田光登 指導課長) 最初の方で研修会等の連携、先ほど申し上げましたような毎月の報告書、そちらを集計して報告書の中で実際の状況がわからない状況については、各自個別にどういう状況なのかを連絡を取り合って連携しているところでございます。

(中野住衣 委員) 報告書っていうのがあるんですね。その確認っていうのが大きいですね。わかりました。

(池野和己 教育長) それ以外にありますでしょうか。

(大塚崇行 委員) 今の中野委員さんの話と重なるんですが、協議の方で2ページですね。さわやかスクールサポート事業学校支援のところですか。参考資料の方では、ページめくって1ページです。その中でアップスマイル教員に対して1学級当たり35名を超える中学校に配備されているというこ

とで、7名ということであるんですが、こちらの方はどうゆう配置になっているんでしょうか。35名を超える教室数が7つなのか、7つの学校に配置なのか教えていただけたらと思います。

(瀧沢葉子 学務課長) 中学校において、少人数の学級を編成するという申し出があった中学校に対して、配置をするということでもあります。

(大塚崇行 委員) そうすると何名か行っている学校もあるということですか。

(瀧沢葉子 学務課長) 1校に1名です。

(池野和己 教育長) 補足を、伊藤部長お願いします。

(伊藤潔 学校教育部長) そもそも中学校の教員の数というのが、県の方が基準表を作っていてそれに基づいて入れていくので、例えば1クラス増やそうと思ったら、1人だけ定数が増える場合と、2人増える場合があります。中学校は2人増えるタイミングが多いんですね、そうすると例えば、中学1年生を1クラス増やして少人数クラスを作ろうと思った時に、定数2を増やしてあげないと、学校の方が負担が大きくなってしまふというケースが結構あってですね、そういう場合には2人入れております。7名配置、結果的には30年度はなってますけど、7校ではなくて、確か5学級位を増やすために最終的には7人必要になっているということですね。もうちょっと複雑なんですけど、県の方も少人数の特例で、配置を埼玉県は38人学級っていうのをやってくれているので、そこにひっかかってきている学校も何校かありまして、その場合には県費で1人くれるんですね。2人増やさなきゃいけない学校では県費で1人しかくれないので、そこに市費を1人入れたたりしてます。学校の負担にならないような形で基準表に基づいて、足りない分を市費で補っている。結果的にはそれが7人であったということです。

(大塚崇行 委員) わかりました。ありがとうございます。続けてもう1点よろしいでしょうか。2ページの下の方で、【指導方法改善事業】ですね、こちらの方のことにに関して、参考資料の方に決算額ということで、28年度、29年度、30年度ということで、極端に28年度が多くて、29年度が少なく、また30年度が少なく、28年度からすると半分くらいなんじゃないかな、ちょっと予算の使い方が極端だなと思われて、この【指導方法改善事業】というのは、隔年で予算を使うような形になっているのか、ちょっと思っているところがありまして、そのあたりをお伺いします。

(太田光登 指導課長) 後ほどお調べして、お知らせします。

(大塚崇行 委員) この項目に関して、隔年でやるというところではないですね。

(太田光登 指導課長) 違いますね。ちょっと後で確認してまいります。

(中野住衣 委員) 10ページのところに、上尾は読書活動に大変力を入れていて「読み聞かせのまち あげお」など、とても読書をする環境が整っているなと思っているんですけども、中学校における学校図書館のより一層の活用を図るために図書館支援員の増員を検討する必要があると書かれているんですね。確かに本市においても、中学生の読書離れというのは問題でして、なかなか忙しい中

で読書に勤しむ時間というのが無いんですけども、図書館支援員の増員ということで、中学生が読書するようになるっていうのは、どうゆう構想になるのか見えないんですけども、何か今後のことでありますか。

(太田光登 指導課長) 確かに中学校の方は1人の方が、複数の学校に行くような形であります。それを各校1人ずつ学校図書支援員さんを配置したいと常々願っているところなんですけど、要するに放課後は部活等もありまして、なかなか図書室に来ることも難しいということもあるんですけど、休み時間等支援員さんがいることによって、「こういう本を探しているんだ」等そういう事によって、気さくに声を掛けられる状況を作っておくというのが、更に読書量を増やすことに繋がるものと考えていまして、このような課題があるということで、記述させていただいています。

(中野住衣 委員) 常に張り付いて、支援員さんがいることで、何か成果が上がるだろうということですね。わかりました。もう1点なんですけど、25ページに昨年もこのように書いてあったんですけど、「要保護児童生徒医療費助成事業」の中で医療券というものが交付されますよね。今年度も21件ということで、なかなか年度当初の健康診断で治療勧告された児童生徒が、医療券が出るのになかなか地域の医療機関に自ら足を運んで受診するということが可能にならないですよ。これまた課題になっているんですけども、働きかけて、毎回こうだと、どうやって働きかけたら、これはとても大事な児童・生徒の健康の保持増進につながるということで、やはり治療勧告もらったならば、それをなるべく早い時期に、治療するというのが大事だと思うんですけども、何か良い方策というのは、これがまた今年も課題になっているんですけども、ないのでしょ。それが何か一歩突っ込んで何か考えられるものなのかなと思いましたので質問しました。

(荒井正美 学校保健課長) この事業の対象となる疾病につきましては、特に重要な疾病で、感染の恐れもあるようなものもあつたりしますので、そこは治療の徹底が望まれるところですが、対象者が経済的な理由により就学が困難な世帯ですので、家庭での指導とかもなかなか行き渡らないところもあります。なので、学究担任だけではなくて、学年主任ですとか、あるいは管理者等が、治療を促したりとか、養護の先生はもちろん、指導をするとは思いますが、そういった形で人を変えながら、くり返ししながら、受診を促すことで、お願いできればなと思っております。また養護の先生をサポートするような、そういう特に経済的に大変な世帯というのは、これ以外にもいろんな課題がございますので、そういった方たちを支えるような、そういう支援員のようなものもあると良いなと思っております。以上でございます。

(中野住衣 委員) 中学生なら地域の医療機関に自ら足を運んで、自分で行くということが出来ますよね。それが何故可能にならないのかなと私は思います。昨年も質問したかもしれませんが、それはなかなか解決できないことなんですね。わかりました。是非何か良い方法を考えていただければと思います。以上です。

(細野宏道 教育長職務代理者) 2点質問をさせていただきます。15ページの「部活動指導員」の件です。「施策評価参考資料」の「24 中学校部活動支援事業」ですと、配置率が100%になっているんですけど、これは定員が45人ということで、45分の45ということで、100%になっていますが、実際働き方改革から見ると、「平成29年4月に文部科学省が・・・」というのがありますけれども、実際に学校からの要望はどのくらいあるものなのでしょうか。

(太田光登 指導課長) これは今過渡期にございまして、以前は定数を大幅に超える要望がございました。ところが最近はこの部活の指導員の高齢化、または部活の指導を希望する方の減少によりまして、今、この45人を維持するのがぎりぎりの状況でございます。今後これが定数が足りなくなる、というような状況も見受けられますので、今お話にありました働き方改革も、課題に感じているところであります。以上です。

(細野宏道 教育長職務代理者) ありがとうございます。新しい課題が見えましたので、ありがとうございました。それからもう1点ですが、33ページの図書館の件なんですけれども、「第2次上尾市図書館サービス計画」が令和2年度までですので、そろそろ次を検討するということになるんですが、もちろんこれは、上尾市総合計画とか、教育振興基本計画との整合性がある、上尾市の状況もあります、スケジュール感というのは、もしあれば教えていただければと思います。

(島田栄一 図書館長) 現在図書館の拠り所となる計画は「第2次上尾市図書館サービス計画」でございます。これにつきましては、令和2年度が計画の期限となり、今後、新たな計画の策定に向けて進めていくこととなります。今年度につきましては、その前段として、図書館、本館・分館がどのようなものであるべきかとなるあり方について検討してまいります。来年度、早ければ今年度中から、「第2次上尾市図書館サービス計画」に代わる新たな計画の策定に着手する予定でございます。今年度はあり方につきまして、図書館協議会に諮問を行いながら検討をしていくという方法で進めていきたいと考えているところでございます。

(細野宏道 教育長職務代理者) ありがとうございます。

(池野和己 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。ありがとうございます。大麥沢山のご指摘をいただきましたので、更に検討を進めたいと思います。それでは先程、森泉教育総務課長の方からの説明にもございましたとおり、本日、出された意見等を踏まえまして、10月定例会に報告書の議案として提出されるとのことでございます。よろしく願いいたします。なお、本日のご発言以外にご意見等ございましたら、事務局までご連絡いただきたいと存じます。以上で、協議を終了といたします。

## **日程第6 報告事項**

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第6 報告事項」でございます。本日予定しています報告事項は6件でございます。順次報告をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 「報告事項1 教育委員会事務局職員の退職について」は森泉教育総務課長が、「報告事項2 平成31年度上尾市立公民館年間事業計画及び平成30年度上尾市立公民館事業の状況及び事業評価について」と「報告事項3 平成31年度後期の文化芸術関係催事予定について」は小宮山生涯学習課長が、「報告事項4 第61回上尾市民体育祭について」は柳川スポーツ振興課長がそれぞれ説明申し上げます。

### **○報告事項1 教育委員会事務局職員の退職について**

(森泉洋二 教育総務課長) それでは、「報告事項1 教育委員会事務局職員の退職について」報告事

項1ページをお願いいたします。併せて別紙資料もお願いいたします。令和元年7月31日を退職日とする願が提出されまして、受理するとともに承認いたしましたので報告いたします。なお、退職職員は、教育総務部の主任職でございます。報告は、以上でございます。

### ○報告事項2 平成31年度上尾市立公民館年間事業計画及び平成30年度上尾市立公民館運営事業の状況及び事業評価について

(小宮山克巳 生涯学習課長)「報告事項の2 平成31年度上尾市立公民館年間事業計画及び平成30年度上尾市立公民館運営事業の状況及び事業評価について」ご報告します。上尾市公民館管理規則第17条第2項で、公民館の事業状況について、教育委員会に報告するという規定に基づきまして、御報告をさせていただきます。別冊の「平成30年度 公民館事業状況及び上尾市公民館事業評価表」を御覧ください。市内6館の公民館では、施設利用が年間20,894件、利用人数が273,364人ございました。公民館主催事業でございますが、年間141事業を実施し、17,508人が参加しております。平成28年度からの第4次上尾市生涯学習振興基本計画、「生涯を通して豊かな学びをサポート、学びで創る生きがいつながり 心豊かな暮らし」を基本理念とし、市民ニーズを踏まえた学習機会の提供、学習意欲の醸成、学習成果の活用へと体系的に事業を推進するように努めて参りました。この生涯学習振興計画の基本目標ごとに分類し、各公民館での取り組みを集約いたしました。基本目標2の「学びを創る」の中では、「きっかけをつかむ学び」「連携・協働した学び」「地域に向き合う学び」の3つに分け、更に、きっかけをつくる学びでは、「世代別」「一般教養」「文化芸術」「健康スポーツ」「家庭生活」「連携・協働」「地域に向き合う学び」に分類し、それぞれが偏りのない講座の企画・実施に努めております。各項目の最後に、公民館運営審議会からの御意見をまとめております。審議会からのご意見を参考に致しまして、今後の事業の推進にむけ、工夫してまいりたいと考えております。また巻末の方には、平成31年度事業計画を掲載しておりますので合わせてご覧ください。各公民館では、多くの市民の方々が、さまざまな学びと出会い、やがては学びの成果を地域で生かすことで学びが循環するという、第4次生涯学習基本計画の施策の展開につながるよう、今後も公民館事業に取り組んで参りたいと考えております。説明は以上です。

### ○報告事項3 平成31年度後期の文化芸術関係催事予定について

(小宮山克巳 生涯学習課長)「報告事項3 平成31年度後期の文化芸術関係催事予定について」でございます。資料の3ページ目をご覧ください。1つ目、第51回上尾市美術展覧会でございます。内容といたしましては、日本画、洋画、立体造形、工芸、書、写真の6部門で、書が市民ギャラリー、その他はコミュニティセンターを会場に実施するものです。会期は10月22日(火・祝)から27日(日)までとなっています。2つ目、第46回上尾市民音楽祭でございます。音楽祭は例年どおり3部門に分かれて実施し、合唱祭は11月10日(日)、邦楽祭は年が明けて令和2年2月15日(土)、吹奏楽・器楽祭は2月16日(日)に実施いたします。邦楽祭の会場はコミュニティセンター、それ以外は上尾市文化センターで実施します。3つ目、第35回上尾市文化芸術祭でございます。この事業は、上尾市文化団体連合会の主催事業となります。加盟団体による公演と展示を11月2日(金)から11月4日(日)にかけて、コミュニティセンターで行うものです。説明は以上です。

### ○報告事項4 第61回上尾市民体育祭について

(柳川忠明 スポーツ振興課長)「報告事項4 第61回上尾市民体育祭について」ご報告いたします。報告事項の4ページをお願いします。日時につきましては、10月13日小雨決行で、8時40分から開会式を行います。荒天時は午前10時からとなります。会場につきましては、例年通り上尾運動



公園陸上競技場ですが、荒天時は同公園内の体育館で行います。種目につきましては、支部対抗競技、加盟団体種目、一般種目の計13種目になります。表彰につきましては、支部対抗競技総合、及び1,400mリレーでございます。主催につきましては、上尾市、上尾市教育委員会、上尾市スポーツ協会、3者の共催でございます。なお、この時期でも大変残暑が厳しく開会式の時間も長いため、昨年も体調不良を訴えた方が多数おられました。市民の健康面を第1に考え、今年度から、開会時の入場行進方法を変更いたしました。また、体育祭全体の時間を短縮するため、種目につきましても、昨年の15種目から2種目削減し、13種目といたしました。詳細は、5ページに開催要項を、6ページにプログラム載せておりますので、ご参照ください。教育委員の皆様には、開会式へのご参列をお願いいたします。報告は以上でございます。

(伊藤潔 学校教育部長) 「報告事項5 令和元年度上尾市中学校全国・関東大会の出場者について」及び「報告事項6 令和元年7月 いじめに関する状況について」は太田副参事兼指導課長が申し上げます。

#### ○報告事項5 令和元年度上尾市中学校全国・関東大会の出場者について

(太田光登 指導課長) 7ページをお開きください。「報告事項5 令和元年度上尾市中学校全国・関東大会出場者について」ご報告いたします。8ページに出場者一覧がございます。水泳、陸上競技、軟式野球の3競技、30名の選手が全国大会または関東大会に出場しております。8月1日には、市長表敬訪問を行い、市長から激励の言葉をいただいております。

#### ○報告事項6 令和元年7月 いじめに関する状況について

(太田光登 指導課長) 続きまして9ページ「報告事項6 令和元年7月 いじめに関する状況について」ご報告いたします。10ページをご覧ください。新規認知は、小学校4件、中学校1件、解消に向けて取組中が小学校68件、中学校58件、解消は、小学校4件、中学校1件となっております。以上でございます。

(伊藤潔 学校教育部長) 報告は、以上でございます。よろしく願いいたします。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。ただ今、報告事項につきまして説明をいただきました。委員の皆様の方から、質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(内田みどり 委員) 公民館事業の評価についてお伺いさせていただきます。資料の評価表の中で、各公民館の評価がAとBというふうに評価されていますが、これについての評価の方法なんですけれども、チェックリストの様な表のようなもので評価をされているのか、どういったところで評価をされているのかお伺いさせていただきたいと思います。

(小宮山克巳 生涯学習課長) この評価につきましては、今までのこの表には評価を付けておりませんでした。公民館運営審議会の方から、評価したほうが良いのではないかとということで、今回から初めて試みで付けさせていただきましたが、現状では各館の自己評価ということで、A、B、C付けていただいております。それぞれの十分達成しているかどうかというのは、それぞれの自己評価となっております。

(内田みどり 委員) 評価される方は、公民館運営審議会の方ですか。

(小宮山克巳 生涯学習課長) 各公民館の方で付けております。自己評価となります。

(内田みどり 委員) ありがとうございます。

(中野住衣 委員) 公民館事業について、いろいろな評価について読ませていただきました。5ページ目に「多様なニーズに対応した学習機会の提供」とありますが、いろんな工夫をされていて、私も時間があれば是非参加してみたいなというものが沢山ありました。その中で、夜の時間帯での講座開設のことが書いてありましたが、夜の時間帯の講座開設というのは増えている状況なのでしょうか。

(小宮山克巳 生涯学習課長) 夜間の公民館での主催事業は、かつては割と多く行われていましたが近年少なくなっております。果たしてニーズがどれくらいあるのか、試みで上尾公民館で今回やっています。どういった年齢層の方が来られるか、あるいは仕事帰りに寄れるのか、そういったニーズと、世代ですとか、テーマですとか、その辺模索しながら、視野に入れながら工夫してまいりたいと考えております。

(中野住衣 委員) 今、ニーズと世代というお話がありましたけれども、9月から大石公民館と原市公民館で「放課後子供教室」が新たに開催されて、始まるということで、これも新たな一歩かなと私は思っています。やはりそれぞれのニーズだとか世代に応じてどういうものを提供するか、今の社会の中において、公民館もどう活性化させるかということを考えていかなければいけない時代なんだなと、自分も参加していると思うことが多いので、是非その辺のところを考えていただいて、今十分にいろんなところを工夫してくださっているので、活性化して、それを中心に地域のコミュニティが出来上がってくると良いなと思っていますので、よろしく願いいたします。以上です。

(池野和己 教育長) 他にございますか。よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ありがとうございます。それでは、報告につきましてはこれで終了したいと思います。

## **日程第7 今後の日程報告**

(池野和己 教育長) 続いて「日程第7 今後の日程報告」をお願いいたします。

(森泉洋二 教育総務課長) それでは、9月の主な日程をご案内させていただきます。9月14日、21日、22日、28日に、市内小・中学校各校において運動会、体育祭が予定されています。9月21日、土曜日は、全中学校で体育祭が開催され、小学校は、14日、土曜日に2校、翌週22日、日曜日に5校、28日、土曜日に11校の開催予定となっています。なお、入場開始時間については、各学校によって異なりますので、ご出席される際はご注意ください。また、9月の教育委員会ですが、9月25日、水曜日、午前9時30分からの開催を予定しております。日程報告は、以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。それでは日程報告については終了したいと思います。

## 日程第8 議案の審議

(池野和己 教育長) それでは、ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

(池野和己 教育長) それでは、議案の審議を行います。「議案第44号 平成30年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定に係る意見の申出について」説明をお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第44号につきましては、西嶋教育総務部次長が説明申し上げます。

(西嶋秋人 教育総務部次長) 議案書の13ページをお願いします。議案第44号『平成30年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定に係る意見の申出について』でございます。提案理由です。平成30年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。なお、平成30年度決算につきましては、すでに監査委員による決算審査を、7月に終えております。教育関係の決算額ですが、1 歳入決算額 収入済額 2億3,591万9,508円、2 歳出決算額 予算額 47億7,310万6,000円、支出済額 45億7,326万2,904円、翌年度繰越額 繰越明許額 5,324万4,000円、不用額 1億4,659万9,096円となっております。なお、14ページから16ページは、歳入決算・事項別明細書、17ページは、歳出決算・事項別明細書となっております。本日議決をいただきましたのちに、9月議会後に行われる決算特別委員会により審議されることとなります。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) 議案第44号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(内田みどり 委員) お伺いさせていただきます。14ページの3節 幼稚園使用料について収入未済額というのがありますが、これについてはどういったものになりますでしょうか。

(森泉洋二 教育総務課長) 幼稚園使用料につきましては、利用者負担額ということで、いわゆる保育料になります。保育料の未納の方がいらっしゃるのので、この収入未済額というところに金額が載っているという状況でございます。

(内田みどり 委員) わかりました。ありがとうございます。

(池野和己 教育長) 他にありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第44号 平成30年度上

尾市一般会計歳入歳出決算の認定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第45号 平成31年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」説明をお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第45号につきましては、森泉教育総務課長が説明申し上げます。

(森泉洋二 教育総務課長) 議案第45号「平成31年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」でございます。議案書の18ページをお願いいたします。平成31年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出るため、この案を提出するものでございます。補正の内容でございますが、議案第39号、第40号でもご説明しました通り、10月1日から幼児教育の無償化が予定されております。平方幼稚園の利用者負担額が10月から「零」となることから、当初予定しておりました10月から令和2年3月までの歳入、利用者負担額を減額するものでございます。減額する費目につきましては、14款 使用料及び賃借料、1項 使用料 補正額△649,000円により、補正後の予算額は、1,118,000円になります。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(池野和己 教育長) 議案第45号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第45号 平成31年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) ご異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。続きまして、「議案第46号 工事請負契約の締結に係る意見の申出について」説明をお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第46号につきましては、柳川スポーツ振興課長が説明申し上げます。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 議案書(その2)の1ページをお願いします。「議案第46号 工事請負契約の締結に係る意見の申出について」でございます。提案理由ですが、平塚サッカー場改修工事に関する工事請負契約を締結するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に対して意見を申し出たいので、この案を提出するものです。記載してございますとおり、契約の目的は、平塚サッカー場改修工事で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約の金額は、2億4,662万円、契約の相手方は、上尾市大字畔吉739番地9 大石建設興業株式会社でございます。主な工事概要ですが、土のグラウンドから人工芝への改修、防球ネットの改修、北側駐車場のアスファルト舗装や南側観覧席の増設などの外周施設整備でございます。工期につきまして

は、9月議会の承認日より令和2年3月19日までとなります。その他、今回の議案に含まれない工事として、照明塔6基設置の電気工事もございます。なお、議案資料（その2）の1ページに位置図、2ページに平面図がございますので、ご参照ください。説明は以上でございます。

（池野和己 教育長）議案第46号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

（細野宏道 教育長職務代理者）大変素晴らしい人工芝の競技場ができるなあと思いますが、あそこは、集中豪雨の時に川の氾濫は大丈夫な場所なのでしょうか。ちょっと議案とは関係ないと思いますが教えてください。

（柳川忠明 スポーツ振興課長）平成18年度に供用を開始いたしまして、これまでそういった大きな氾濫等の事象は発生してございません。また今回の改修工事によりまして、碎石アスファルト舗装、その上に人工芝になりますので、これまでより更に高さが増すことになりますので、その問題はないと考えております。以上です。

（細野宏道 教育長職務代理者）ありがとうございました。

（池野和己 教育長）他にございますか。

～委員全員から「なし」の声～

（池野和己 教育長）ないようですので、これより採決いたします。「議案第46号 工事請負契約の締結に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

（池野和己 教育長）異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。続きまして、「議案第47号 損害賠償の額を定め、和解することに係る意見の申出について」説明をお願いいたします。

（伊藤潔 学校教育部長）議案第47号につきましては、荒井学校保健課長が説明申し上げます。

（荒井正美 学校保健課長）恐れ入りますが、追加で配布させていただきました議案書を御覧ください。議案第47号「損害賠償の額を定め、和解することに係る意見の申出について」説明をさせていただきます。はじめに、2ページの『提案理由』でございますが、上尾市立小学校における児童の負傷事故の損害賠償の額を定め、和解することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。1ページにお戻りいただきまして、項目1でございますが、相手方である甲は、事故当時、上尾市立小学校に在籍していた被害児童の親権者で、現在、市内在住の方でございます。また、連帯債務者である乙は、加害児童の親権者で、同じく市内在住の方でございます。次に項目2、事故の概要でございますが、平成23年2月21日午前11時ころ、上尾市立小学校教室内において、社会科の授業時間中に、乙が投げた分度器が甲の左目に当たり、角膜裂傷等の傷害を負ったものでございます。被害児童は、受傷後、2回の手術を行い、平成29年7月31日に症状固定となり、左目の機能障害等の傷害が残る

こととなりました。項目3、和解の要旨でございますが、本件負傷事故に関する損害賠償金1,696万1,204円について、乙は甲に対し、801万8,658円を支払い、市は甲に対し、894万2,546円を支払う。市、甲及び乙は、本件事故に関し、そのほかには一切の債権債務がないことを確認する。という内容でございます。補足をさせていただきますと、事故は、社会科の授業時間中に、被害児童の近くに座っていた加害児童が別の児童といざこざを起こし、怒った加害児童が投げつけた分度器が喧嘩をしていた相手児童ではなく、本件被害児童の左目に当たり、角膜裂傷等の傷害を負ったものでございます。事故が発生した際は、社会科の授業中でありましたが、担任教諭は、教卓の位置にはおらず、教室正面左隅の教師机に座り、他の児童への指導を行っている状況で、事故発生の瞬間は把握していませんでした。次に、損害賠償金についてですが、その内訳の主な内容としましては、治療費、入通院交通費、傷害慰謝料、後遺障害慰謝料、逸失利益などがございます。次に、事故の責任の所在でございますが、学校の管理指導責任と加害児童の過失、親権者法定監督者責任などを総合的に判断し、市と連帯債務者それぞれ、5：5の責任割合が妥当なものとして、双方で合意に至っております。但し、この負担割合については、事故発生時から連帯債務者と上尾市がそれぞれ被害者側に対し、日払い金ということで払っております、具体的には連帯債務者は、被害児童と付添人の交通費の一部を支払い済でして、上尾市においては、医療費、それから薬代、それとコンタクトレンズ代等を既に支払っておりますので、それらを除いた、損害賠償額1,600万円について、5：5で、双方800万円ずつを支払うということで合意がなされております。よって、議案書の金額は、全体の負担金額を示すものですので、厳密には、半々になっておりません。また、市が被害者側に支払う損害賠償金につきましては、本市が加入している全国市長会学校災害賠償補償保険から直接被害者に支払われ、連帯債務者である加害者側が被害者側に支払う損害賠償金については、連帯債務者加入しています民間の損害保険会社の保険から支払われるということでございます。以上が議案の説明となりますが、被害を受けた児童及び親権者に対しまして深くお詫び申し上げますとともに、今後、学校活動においては、十分な安全管理と配慮の徹底がなされるよう、再度、指導の徹底を図ってまいりたいと存じます。説明は、以上でございます。

(池野和己 教育長) 議案第47号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第47号 損害賠償の額を定め、和解することに係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) ご異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。最後に、全体を通して、委員の皆様から、ご意見、ご要望がありましたら、お願いいたします。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

## **日程第9 閉会の宣告**

(池野和己 教育長) ありがとうございました。それでは、本日予定されておりました日程は以上すべて終了いたしました。これもちまして、上尾市教育委員会8月定例会を閉会いたします。たいへんお疲れ様でございました。

令和1年9月25日      署名委員 小池 智司